

平成24年度第1回福岡市地域包括支援センター運営協議会議事録

【要旨】

- 1 開催日時 平成24年7月13日（金）14時00分から16時00分
- 2 開催場所 福岡市交通局4階大会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 会議次第

1 開会
2 報告事項
(1) 平成23年度の相談実績について
(2) 平成22年度の事業報告について
(3) 平成23年度の収支決算について
(4) 平成24年度の事業計画について
(5) 平成24年度の収支予算について
(6) 地域主権改革について
(7) 地域包括支援センターの移転について
3 協議事項
指定介護予防支援業務の居宅介護支援事業者への一部委託 について
4 その他
5 閉会

5 会議経過

報告事項 (1) 平成 23 年度の事業実績について

事務局	平成 23 年度の事業実績について説明
委員	クレームというのは、地域包括支援センター（以下センター）へのクレームか。
事務局	そのとおりである。センターには適切に対応してもらっているが、対応等についてのクレームもある。
委員	医療機関から介護予防プランに結びついた件数が少ないようだが、どうしてか。
事務局	平成 22 年度まで介護予防健診事業を実施しており、医療機関から二次予防対象者があがってくるが多かったが、平成 23 年度からはダイレクトメールで基本チェックリストを送付するようになり、医療機関から介護予防に結びついた件数が減ったのではないかと考える。
委員	指定介護予防支援業務というのは、居宅介護支援事業所に委託すると思うが、委託する人には何かの基準があるのか。
事務局	特に基準はない。大きく二つあげると、市外の施設に入っている人について市外の事業所に委託するケースと、市内の方でご本人の希望によるケースの二つが考えられる。

報告事項 (2) 平成 23 年度の事業報告 (3) 平成 23 年度の収支決算について

事務局	平成 23 年度の事業報告及び平成 23 年度の収支決算について説明
委員	目標というのは、各センター毎に出したものか。センター毎に出して、それを自己評価した数値ということか。
事務局	そのとおりである。
委員	処遇困難事例についてセンター毎に数値がだいぶ違うようだが、これは処遇困難事例とは何かという考え方が共有されていないからではないか。
事務局	処遇困難事例の基準として、福岡市では基準を設けている。「虐待」という困難要素があれば一つだけで困難事例になる。また「個人の状況」「家族との関係」「地域との関わり」などの要素のうち、「個人の状況」が必ず一つ、かつ「家族との関係」「地域との関わり」から一つ以上当てはまれば困難事例となる。「虐待」であれば、必ず区に報告することになっており、昨年度全センターを確認したところ、その意識付けはできていた。また、困難事例にならない高齢者でも、センターと行政とが連携して支援していく体制を整えており、その中で、処遇困難事例の基準についても共有されてきていると考えている。
委員	事業報告書についてであるが、昨年度の運営協議会で行った評価に基づいた業務改善の検討などは盛り込まれていないのか。

事務局	後ほど 24 年度の事業計画について説明を行うが、それは昨年度の運営協議会で の評価や意見などを踏まえた上で作成されたものである。
委員	新しい委員は運営協議会の流れなどがわからない。運営協議会の流れなどをまず 説明すべきではないか。
事務局	運営委員会の流れを説明。
委員	・表記が漢数字や算数字などが混じっていて統一されていない。 ・「三職種」とあるが、何のことか。
事務局	数字の表記については統一する。「三職種」とは、保健師・社会福祉士・主任ケ アマネジャーのことで、センターに必ずこの三職種の職員を置かねばならないこ とになっている。
委員	センターから成年後見人の利用に結びついた件数は何件か。
事務局	22 年度の数字であるが、72 件である。また、市長申し立て件数は、22 年度 30 件、23 年度 17 件である。
事務局	23 年度は成年後見に関するご相談が 2,995 件あり、潜在的なニーズは多いもの と考えられる。市民後見人制度等も含め、福岡市としてそういったニーズの受け 皿になる体制をセンターと連携して作っていく検討を始めている。
委員	介護サービス量の過不足については、どう考えるか。
事務局	福岡市は高齢者人口約 25 万人で、10 年後には約 10 万人近く増えると予想され ている。そのような中で、今後センターだけでは増加する高齢者への支援はでき ないと考えられるので、民生委員・社会福祉協議会、病院、介護施設等と連携し て、孤立死や災害時の支援など昨今問題になっていることなども含めて対応して いけるよう、福岡市としても考えていく。
事務局	虐待を受けている高齢者を家族から分離する場合に、分離先の確保が困難である という現状がある。これから三年間で計画的に施設を増やしていく予定なので、 少しずつ解消されていくかと考えられる。
委員	分離した場合に、被害者の住民票が移せず、権利義務関係が完全に保護されない 状態では、いずれ加害者である家族に居場所が知られてしまい、また新たな分離 先を探す必要が出てくる。この問題をちゃんと整理する時期ではないのかと考える。
委員	虐待をした家族への支援というのも必要になるが、普通の介護事業所ではそれは 困難である。そういった場合、センターに支援をお願いするのだが、委託運営さ れているセンターには重すぎると考えられる。今後市のほうで考えていただきたい。

委員	「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」という言葉があるが、具体的にはどういった業務なのか。
事務局	市から具体的な指示はしていないが、各センターでは、一ケアマネジャーでは困難な、民生委員や医療機関との顔合わせの場の提供や、虐待の早期発見のための情報交換や自己研鑽の場の提供などを行っているようだ。各センターと区が相談の上、どういった方向性で進めるのか決めている。

報告事項 (4) 平成 24 年度事業計画 (5) 平成 24 年度収支予算について

事務局	(4) 平成 24 年度事業計画 (5) 平成 24 年度収支予算について説明
委員	事業報告書を見ると、23 年度はカンファレンス数が増加しているようだが、その理由は何だと考えるか。また、24 年度はどういった形で行うのか。
事務局	平成 22 年度から月 1 回処遇困難事例検討会議を必ず行っている。定期の検討会議だけでは対処できない場合は、その都度カンファレンスを行うことを基本姿勢にしており、そういった意識が浸透してきているからではないか。 また、24 年度についても引き続き継続して行っていく。
委員	運営指針の中に「居宅介護支援事業所への支援は、現状を把握し、計画的に目的を持って行い、結果を評価し次の計画へ活かすこと」とありますが、これはどういう風に行うのでしょうか。
事務局	ただ単に顔つなぎなどではなく、事前アンケートをとった上でその事業所の職員構成などを分析し、強み弱みなどを把握した上で面談し、意見交換や助言を行うといったことを考えている。
委員	「地域包括ケア」ということがよく言われているが、それはよりよい地域づくりのことではないかと考えている。その際、センターと社会福祉協議会の連携が大切になってくると考えるがどうか。
委員	校区社協のサロンやネットワーク作りなどの活動の中で、センターにつないだケースも多くある。センターは高齢者と介護保険、社協はサロンやネットワーク事業等のテリトリーがあるが、それを生かしながら連携していきたい。
事務局	センター・社会福祉協議会・民生委員は地域づくりの柱である。センターは個別支援、社協は地域の仕組みづくりと棲み分けがあったが、包括の 24 年度事業計画を見ると、地域のニーズの把握や民生委員との個別情報交換会を行うことを目標として掲げており、二者の垣根があいまいになってきていることは否めない。それはそうとして、この二者が重層的に地域を支えていくというのは地域にとって不可欠だと考えている。

事務局	区では、校区担当保健師、校区担当の社協職員、センターの三者で情報共有を図っているところもある。また、校区事業打ち合わせなどのときに民生委員や自治協議会の役員などと地域の課題を共有したりと、日頃から連携を図るようにしている。
委員	23年度と24年度の予算を比較すると、委託四法人のうち一法人は前年度と同額、残りの三法人は増額しているが、それは今年度の増員分が反映されているのか。
事務局	そのとおりだ。24年度は25人の増員があり、内三法人が各々14人、10人、1人の増員である。高齢者人口が少ないセンターは、増員はなかった。
委員	基本チェックリスト郵送事業について聞きたい。
事務局	23年度から始まった事業で、68歳から2歳刻みで76歳までの方に基本チェックリストを郵送し、二次予防事業対象者に該当した方にはいきいきセンターから連絡して介護予防教室に参加するよう勧めるものである。65歳以上の高齢者全員に郵送すべきかもしれないが、20万人以上いるので、対象者を絞っている。チェックリスト回収率は約74%で、68歳の方が一番低く、76歳以上の方が一番高い。チェックリストに該当される方も76歳の方が一番多い。68歳の方はまだまだ元気という気持ちの方が多いため、介護予防教室を勧めても断る方が多い。参加されない理由も今年度は統計をとっていきたい。

報告事項 (6) 地域主権改革について (7) 地域包括支援センターの移転について

事務局	(6) 地域主権改革について (7) 地域包括支援センターの移転について説明
-----	--

協議事項 指定介護予防支援業務の居宅介護支援事業者への一部委託について

事務局	指定介護予防支援業務の居宅介護支援事業者への一部委託について
委員	了承